

報告第3号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記の事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（令和8年3月24日処分）

令和8年6月3日提出

筑西市長 設 楽 詠美子

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記の事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和8年3月24日

筑西市長 設 楽 詠美子

記

- 1 相手方 筑西市在住個人
- 2 和解の方法

本市は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

- 3 損害賠償の額 金33,720円

## 別記

- 1 事故の種類 創傷事故
- 2 事故の相手方 筑西市在住個人
- 3 事故の概要

令和7年9月14日午後2時頃、下館庁舎跡地駐車場敷地内において、相手方がスロープを通行中に、当該スロープの手すりの破断により相手方左手中指に傷を負わせた。

なお、当該事故の過失割合は、当市10割である。